

家畜衛生情報

鶏の害虫駆除には 承認された動物用医薬品を 正しく使いましょう！

使用する前にラベルを確認！！

<表示例>

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)

有効成分 ○○○○○○

効能・効果

牛のマダニ、シラミ、サシバエの駆除

鶏のワクモ、トリサシダニ、ハジラミの駆除

畜・鶏舎内の衛生害虫(ハエ、ワクモ)の駆除

用法・用量

本剤を水で○○倍に希釈し、畜・鶏舎に散布

使用禁止期間

牛:食用に供するためにと殺する前○日間

鶏:食用に供する卵の産卵前○日間



鶏の害虫駆除に使用できる 動物用医薬品の有効成分

- スピノサド
- エトキサゾール
- カルバリル
- ジクロルボス
- ジョチュウギクエキス
- トリクロルホン
- フェントロチオン
- フェトリン
- フェノプカルブ
- フルメトリン
- プロポクスル
- ペルメトリン

(裏面に違反事例)



オランダで、食用動物への使用が認められていないフィプロニルがワクモ駆除の目的で違法に使用された結果、基準値を超える残留が確認され、数百万個を超える卵が回収される事態となっています。

【H29/8 報道】

農水省作成「鶏の害虫駆除に関するリーフレット」より



東濃家畜保健衛生所

恵那市長島町正家後田1067-71

TEL(0573)26-1111(内線395) FAX 25-7669



抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

国内において、平成29年8月 千葉県で、サルファ剤が鶏卵に基準値を超えて検出され、鶏卵が回収される事例がありました。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/press/2017/kaisyuu0824.html>

スルファモノメトキシン(動物用医薬品:サルファ剤)が 基準値を超えて検出された「鶏卵」の回収について

発表日：平成29年8月24日
千葉県健康福祉部衛生指導課
電話：043-223-2639
千葉県農林水産部畜産課
電話：043-223-2923

概要

平成29年7月24日(月曜日)に、千葉県食品衛生監視指導計画に基づき山武保健所が「鶏卵(生食用)」の残留動物用医薬品検査を実施したところ、残留基準値を超えるスルファモノメトキシン(サルファ剤)が検出されたことから、本日、山武保健所長は、生産・出荷者に対して当該品の回収を指示しました。

なお、当該品についてはすでに流通していますが、現時点で当該品の喫食による健康被害等の届出はありません。

1 生産・出荷者

所在地：●●市○○○○

□□ □□□

氏名：●● ○○ *千葉県公表では所在地・氏名が公表されています。

2 違反内容

食品衛生法第11条第3項違反

スルファモノメトキシン 0.14ppm検出(基準値：0.01ppm)

3 回収対象品

名称：鶏卵(生食用) 千葉県産

賞味期限：平成29年8月4日

容器包装：合成樹脂：90袋(10個入り/袋)

無包装：950.78kg

4 販売先

合成樹脂：JA山武郡市農産物直売店「山武緑の風」(大網店、東金店)

道の駅「みのりの郷東金」

無包装：調査中

5 生産者への対応

1. 本日、当該農家への立入調査を実施し、原因究明と再発防止策について指導。
2. 県内全ての養鶏場に対し、抗生物質等の薬剤の適正使用に関する啓発資料を配布予定。

※1～4については衛生指導課、5については畜産課にお問い合わせください。

参考

スルファモノメトキシンは、動物用医薬品として使用されており、動物の抗菌・抗原虫剤としての効能があります。

なお、今回検出された数値(0.14ppm)については、人の健康に悪影響を及ぼすものではありません。